

赤井川村障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

計画策定期間：平成30年度～平成32年度

平成30年2月

赤 井 川 村

赤井川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 目次

【障がい者計画】

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付けと計画期間	3
3 計画策定の体制	3
第2章 障がい者の現状と評価	
1 障がい者数の推移	4
2 特定疾患（難病）の推移	5
3 障害福祉サービスの利用状況	6
第3章 障がい者施策・障がい児施策の推進プラン（基本目標）	
1 5つの基本的視点	8
2 5つの推進プラン	8

【障がい福祉計画 及び 障がい児福祉計画】

第4章 推進プランと主要な事業	
プラン1：施設入所者の地域生活への移行	9
プラン2：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
プラン3：地域生活支援拠点等の整備	9
プラン4：福祉施設から一般就労への移行等	9
プラン5：障がい児支援の提供体制の整備	10
第5章 サービス見込み量の推計と基盤整備	
1 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの見込み量	11
2 地域生活支援事業の見込み	12
第6章 計画の実施と推進に向けて	
1 総合的な計画推進体制	13
2 計画達成状況の点検・評価	13
3 PDCAサイクルについて	13

また、本マニュアルでは「障害者」・「障がい者」の2つの表記をしています。

障害者・・・法律、事業用語の場合は「害」を使用します。

障がい者・・・人を表記する場合は「害」を使用するとふさわしくないため、「がい」を使用しています。

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

障がいのある人々が住み慣れた地域に必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が平成18年4月1日から施行され、平成25年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」として法律改正されています。同法において、自治体は国の「基本指針」に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画「障がい福祉計画」を定めることとされており、この計画は、障害者総合支援法に基づくものです。

また、「障害者基本法」に規定されている「障害者計画」は、障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。

本計画では、上記に定める「障がい者計画」「障がい福祉計画」を一体的に定めるほか、平成30年度から制定が義務づけされる「障がい児福祉計画」についても、一体として計画を策定します。

2. 計画の位置付けと計画期間

この計画は、赤井川村の総合的なまちづくり計画である「第四期赤井川村総合計画」と整合性を持ち、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するもので、赤井川村における障がい者施策を総合的に推進するためのものです。

計画期間は平成30年度から平成32年度の3年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
			政策の基本理念と方向性 「赤井川村障がい者計画」(障害者基本法)		
数値目標と障がい福祉サービス等の見込量 『第4期赤井川村障がい福祉計画』 (障害者総合支援法)			数値目標と障がい福祉サービス等の見込量 『第5期赤井川村障がい福祉計画』 (障害者総合支援法) + 『第1期赤井川村障がい児福祉計画』 (児童福祉法)		

3 計画策定の体制

これらの計画は、以下の体制にて行います。

- (1) 行政機関内部協議
- (2) 障がい支援専門機関との意見交換
- (3) 赤井川村社会福祉協議会との意見交換
- (4) 住民からの意見公募（パブリックコメント）

第2章 障がい者の現状と評価

1. 障がい者数の推移

赤井川村における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の各手帳保持者の総数は以下のとおり、横ばいの傾向です。また、障害者総合支援法で規定された難病の患者数については、以下のとおりとなっています。

<総人口>

各年4月1日現在

	平成27年	平成28年	平成29年
合 計	1137人	1166人	1203人

<身体障害者>

①年齢の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満			
18歳以上	59人	63人	65人
合 計	59人	63人	65人

②手帳の区分

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級	13人	14人	14人
2 級	5人	6人	6人
3 級	15人	15人	16人
4 級	19人	21人	22人
5 級	4人	4人	4人
6 級	3人	3人	3人
合 計	59人	63人	65人

③障がいの種類別、身体障がい者の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肢体不自由	38人	42人	42人
内部障がい	14人	14人	16人
視覚障がい	2人	2人	2人
聴覚・平衡機能障がい	4人	4人	4人
音声・言語・咀嚼障がい	1人	1人	1人
合 計	59人	63人	65人

<知的障がい者>

①療育手帳保持者

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度（A）	1人	1人	1人
軽度（B）	4人	4人	5人
合 計	5人	5人	6人

<精神障がい者>

①精神保健福祉手帳保持者

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級			1人
2 級			
3 級	1人	1人	1人
合 計			

②自立支援医療（精神科への通院）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立支援医療（精神通院） 支給認定数	6人	8人	9人

<手帳保持者数合計>

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手帳保持者数			
人口対比（%）			

2. 特定疾病（難病）の状況

①特定疾患受給者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定難病及び特定疾病受給者	14人	17人	16人
小児慢性特定疾病医療受給者	1人	1人	1人
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業認定者	3人	3人	3人

3. 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	1人	1人	1人
重度訪問介護	0人	0人	0人
行動援護	0人	0人	0人
重度障がい者等 包括支援	0人	0人	0人
同行援護	0人	0人	0人

(2) 日中活動系サービス

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	2人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	0人	0人	0人
就労移行支援	1人	1人	1人
就労継続支援 (A型)	0人	0人	0人
就労移行支援 (B型)	2人	3人	4人
就労定着支援	0人	0人	0人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所 (ショートステイ)	1人	1人	1人

(3) 居住系サービス

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	2人	5人	5人
施設入所支援	1人	1人	1人

(4) 計画相談支援等

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	4人	9人	9人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5) 障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	0人	0人	0人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	0人	0人	0人
障がい児相談支援	0人	0人	0人
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	0人	0人	0人
障がい児通所給付	1人	0人	0人

第3章 障がい者施策の推進プラン（基本目標）

地域に暮らす人々が様々な日常活動によって、自分らしく生きることはごく当たり前であり、誰もが願うところです。しかし、障がいのある方にとっては、様々な制約を抱える中で、自らが望む生き方を実現することはとても難しい状況があります。

すべての障がい者の自立と社会参加の実現を推進する観点から、次の5つの視点を基本に、6つの推進プランを柱とした計画とします。

その上で、主要な事業の整備目標と確保策を示し、将来像の実現に向けた基盤づくりを推進します。

1. 5つの基本的視点

(1) 障がい者支援推進体制の充実

北後志自立支援協議会の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

(2) 障がいの発生予防等の推進

各種検診事業により、障がいの発生予防や早期発見・早期療育を支援します。

(3) 広報・啓発活動等の推進と権利擁護の推進

① ノーマライゼーションの理念に立脚した村づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

② 障がい者が権利を阻害されることのないよう、権利を擁護する施策を整備します。

(4) 障がい福祉サービスの提供

① 現在村内には障がいサービス事業所がなく、設立の見込みも低いいため、近隣市町の事業所・サービスの把握と情報提供を行い、提供体制の充実を図ってまいります。

② 北海道との連携のもと、相談の支援や手話通訳者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を推進します。

③ 通院や買い物など日常生活に必要な交通手段についての対策を検討します。

(5) 就労機会等の拡大

関係機関との連携のもと、職業能力開発機会の充実や事業所への啓発を務めるとともに、関連施策の活用等により福祉的就労機会の充実に努めます。

2. 6つの推進プラン

(1) 施設入所者の地域生活への移行

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 地域生活支援拠点等の整備

(4) 権利擁護の推進

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

第4章 推進プランと主な事業

第3章で定めた5つの推進プランについて、主要な事業とその内容、目標等を示します。なお、障がい福祉サービスの見込量は第5章に示しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現在、赤井川村に障がい者施設はありませんが、住所地特例により給付が行われている障がい者の方について、これまで施設近隣で移行支援への取り組みが行われており、情報提供を含め継続した支援を進めます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は現在、世界的にも類を見ない人口の少子高齢化に対応するため、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

障がい者の分野においても、精神障がい者の社会的入院を解消するため、地域への退院促進が進められています。精神障がい者が地域で安定した生活を営むためには、地域包括ケアシステムの概念枠組みを精神障がい者のケアにも適用して、共通の資源の活用を目指していくことが望まれます。

赤井川村では、現在介護保険課が主体となって推進している地域包括ケアシステムの仕組み作りと連携しながら、障がい者も地域で安定した生活を営むことが出来るような体制づくりを進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らしグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係機関と調整のうえ、整備を進めていきます。

(4) 権利擁護の推進

障がい者の権利を守るための支援体制を整備いたします。具体策として、現在も制度化されている成年後見制度の利用推進するための支援を行ってまいります。また時期計画中に「赤井川村高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアル」を策定し、虐待至る前に防止する仕組みづくりと、万が一虐待が発生した際の対応方法を明記いたします。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

能力や個性を発揮した就労が可能となるよう、就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境整備など企業等の理解を深めます。

(6) 障がい児支援、発達障がい者支援の提供体制の整備等

赤井川村では、妊婦健康診査や乳幼児健診等を行い、障がいの早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は、北後志5町村で運営している母子通園センターや巡回児童相談が利用できる相談・支援体制が整備されています。

今後、支援が必要な子どもが生じた際には、要保護児童対策協議会を活用して関係機関との情報共有、連携を図り、障がい児の相談支援を進めてまいります。

また発達障がい者の支援についても、現行の相談支援体制をより一層の充実することを目指すため、本計画期間中にその検討をしてまいります。

尚、第1期障がい児福祉計画内で示されている、児童発達支援センターの設置、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児支援のための協議の場の設定については、対象者数が少なく、赤井川村単独での設置は難しいと考えています。今後周辺市町村との連携。共同設置の可能性を検討してまいります。

第5章 サービス見込み量の推計と基盤整備

1. 障がい福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスの見込み量の設定につきましては、国の「基本指針」及び北海道の「作成指針」を基本とし、赤井川村の実情を踏まえて設定しています。

(1) 訪問系サービス

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援・同行援護	1人	1人	1人

(2) 日中活動系サービス

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	0人	0人	0人
就労移行支援	1人	1人	1人
就労継続支援 (A型)	0人	0人	0人
就労移行支援 (B型)	3人	3人	3人
就労定着支援	0人	0人	0人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所(福祉型) (ショートステイ)	0人	0人	0人
短期入所(医療型) (ショートステイ)	3人	3人	3人

(3) 居住系サービス

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	5人	5人	5人
施設入所支援	1人	1人	1人

(4) 計画相談支援等

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	4人	4人	4人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5) 障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援（児童発達支援センター以外）	0人	0人	0人
児童発達支援（児童発達支援センター）	0人	0人	0人
医療型児童発達支援（児童発達相談支援センター以外）	0人	0人	0人
医療型児童発達支援（児童発達相談支援センター）	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	0人	0人	0人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	0人	0人	0人
障がい児相談支援	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人

※見込み量が「0」であっても、サービスを必要とする対象があった場合は、対応と必要な措置を講ずる。

2. 地域生活支援事業の見込み

- ①相談支援事業等の見込み・・・引き続きNPO法人しりべし圏域相談支援センターへ委託
- ②意思疎通支援事業の見込み・・・0
- ③日常生活用具給付事業の見込み・・・5名/年
- ④移動支援事業の見込み・・・障がい児者のみではなく、高齢者等移動に困難が生じる対象全体を包摂する事業の実施に向けを進める。
- ⑤地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み・・・0
- ⑥障害児等療育支援事業の見込み・・・0

第6章 計画の実施と推進に向けて

1. 総合的な計画推進体制

本計画は、赤井川村や障がい者、障がい児及び家族、福祉関係団体・事業者などが連携し、住民の理解を得ながら推進してまいります。

- (1) 地域自立支援協議会の活動促進
- (2) 共同による計画推進

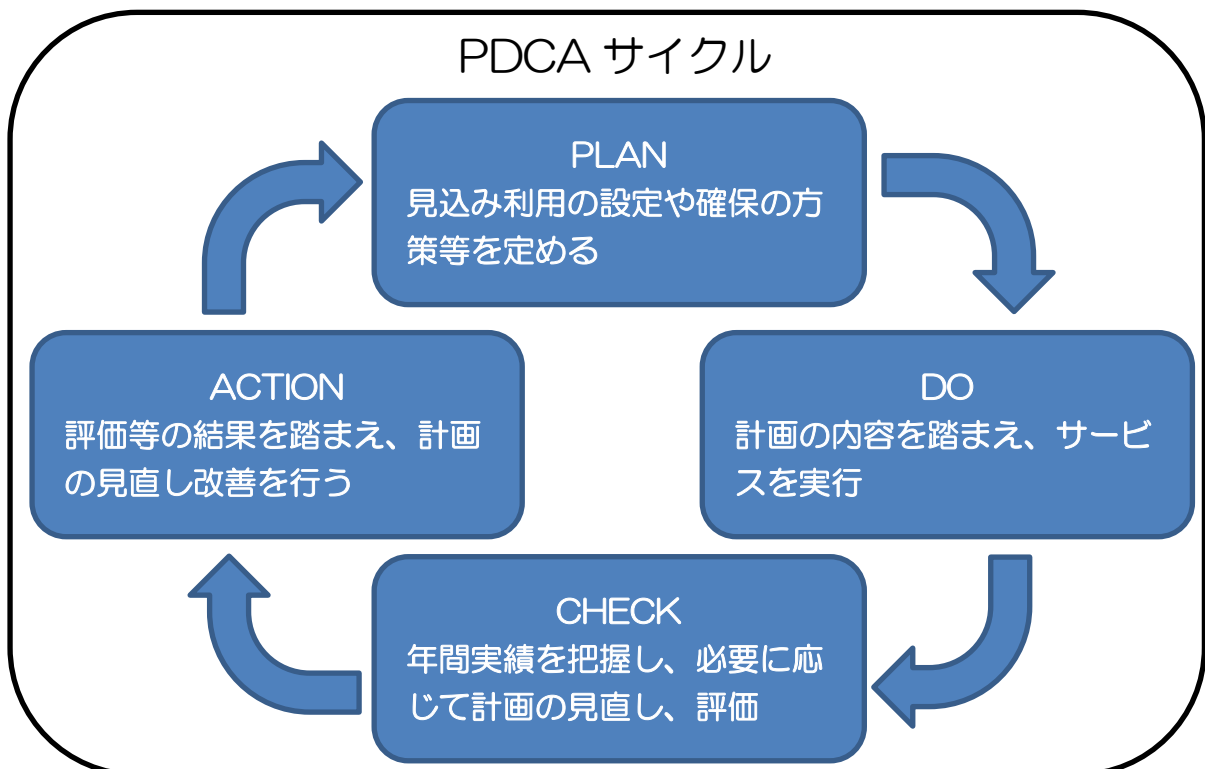
2. 計画達成状況の点検・評価

- (1) 年度ごとに、障がい者数やサービス提供量を把握します。それをもとにして、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、関係者の意見を求めていきます。
- (2) 地域自立支援会議において、サービス提供にかかわる課題や取り組み等について検討するとともに、計画の進捗状況の点検等を行い、障がい施策に関する意見等を求め、計画の見直しや施策等に反映していきます。

3. PDCAサイクルについて

本計画は、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的調査・分析及び評価を行い、社会状況の変化や国の障がい施策の動向を踏まえ、必要があると認めるときは計画を変更し、その他必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。



赤井川村高齢者障がい者計画
第5期赤井川村障がい祉計画
第1期赤井川村障がい児福祉計画
平成30年2月

発行 赤井川村
〒046-0501
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1
赤井川村健康支援センター
電話 (0135) 35-2050
編集 赤井川村保健福祉課